

地方独立行政法人佐世保市総合医療センターの役員報酬等の支給基準（案）について

1 報酬等の考え方

地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。また、報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該地方独立行政法人の業務の実績を考慮して定めなければならない。

法人における役員の報酬等の基準については、佐世保市特別職等の給与のほか、上記事情を総合的に考慮して定めるものとする。

2 概要

(1) 常勤役員

常勤の役員には、報酬として「給料」及び「賞与」を支給する。また、報酬に加え退職手当を支給する。常勤の職員が役員を兼ねる場合の役員報酬は、職員としての給与を支給する。

ただし、理事長が病院長を、副理事長が専務理事を兼ねる場合は、常勤の役員の報酬を支給する。

	給 料	賞 与	退職手当
理事長（病院長兼務）	月額 958,000 円	給料月額×1.20×3.10月分 （法人の業績評価及び役員としての業務に対する貢献度に応じ 20%の範囲内で増減する。）	給料月額×在職月数× 100分の25
理事長	月額 721,000 円		
副理事長	月額 649,000 円		
理 事	月額 510,000 円		

(2) 非常勤役員

非常勤役員の報酬は、下記の報酬額のほか、勤務日数に応じ、通勤に要する費用の相当額を支給する。

	非常勤役員手当
非常勤役員	月額 40,000 円

(3) 報酬等の算定基準

① 理事長(病院長兼務)

佐世保市特別職の病院事業管理者と同額とする。

内 容	総合医療センター	佐世保市	長崎市立病院機構
報 酬	月額 958,000 円	月額 958,000 円	月額 780,000 円 (別途兼務手当 200,000 円)

② 理事長

佐世保市特別職の公営企業管理者と同額とする。

内 容	総合医療センター	佐世保市	長崎市立病院機構
報 酬	月額 721,000 円	月額 721,000 円	月額 683,000 円

③ 副理事長

佐世保市特別職の市議会議員と副議員の報酬差額割合(90%)を理事長報酬に乗じた額とする。

内 容	総合医療センター	佐世保市	長崎市立病院機構
報 酬	月額 649,000 円 [理事長報酬 月額 721,000 円 × 90%]	市議会議員 月額 662,000 円 市議会副議長 月額 602,000 円 × 90%	月額 615,000 円

④ 理事

佐世保市特別職の常勤監査委員と同額とする。

内 容	総合医療センター	佐世保市	長崎市立病院機構
報 酬	月額 510,000 円	月額 510,000 円	月額 581,000 円

⑤ 賞与

佐世保市特別職の期末手当支給基準と同様とし、業績評価及び役員としての業務貢献度を加味する。

内 容	総合医療センター	佐世保市	長崎市立病院機構
賞与	給料月額 × 1.20 × 3.10 月分 (法人の業績評価及び役員としての業務に対する貢献度に応じ20%の範囲内で増減する。)	給料月額 × 1.20 × 3.10 月分	(給料月額 + 地域手当) × 1.20 × 3.90 月分 (法人の業績評価及び役員としての業務に対する貢献度に応じ20%の範囲内で増減する。)

⑥ 退職手当

佐世保市特別職の病院事業管理者、公営企業管理者及び教育長の退職手当支給基準と同様とする。

内 容	総合医療センター	佐世保市	長崎市立病院機構
退職手当	給料月額 × 在職月数 × 100 分の 25	給料月額 × 在職月数 × 100 分の 25	給料月額 × 在職月数 × 100 分の 26

⑦ 非常勤役員手当

地方独立行政法人北松中央病院の非常勤役員手当と同額とする。

内 容	総合医療センター	北松中央病院	長崎市立病院機構
非常勤役員手当	月額 40,000 円	月額 40,000 円	年額 720,000 円 (月額 60,000 円)